

(特許庁受託事業)

韓国 Intellectual Property Group | 2016.6

発行：韓国IPG事務局(日本貿易振興機構JETROソウル事務所知財チーム)

電話：02-3210-0195

電子メール：kos-jetroipr@jetro.go.jp

責任編集：笹野秀生(ササノヒデヲ)

編集：曹恩実(チョウウンシル)、文炯逸(ムンヒョンイル)、安アルム(アンアルム)



INDEX

●韓国IPGの活動

- 第16回韓国IPGセミナーを開催しました。 01
- 2015年度建議事項の結果報告 04
- 主要素材分野の韓国特許動向調査結果 05
- 「2016知識財産国際カンファレンス」等の開催報告 07

●IPを知ろう

- IPニュース 08
- 「新・知財最前線は今」 09
- 韓国において早く特許登録される方法
- 半導体装備市場動向および韓国特許出願動向



韓国IPGへのメンバー登録

http://jetro-ipr.or.kr/info.asp?br_main=9

韓国IPGは、日本の経済産業省・特許庁の支援により運営されており、会費は無料です。



事務局からのお知らせ

今号はセミナー記事を含めトピックが多いため通常より2ページ多い紙面でお届けします。TPP合意に見られるように経済のボーダーレス化が進展する中、知的財産の面からも世界に目を向けることが益々必要な時代となってきております。先月開催したIPGセミナーでは、そのような状況を踏まえてアジア各国で知財調査員として活躍するJETRO等の駐在員を講師に迎えて各国での知財事情を語ってもらいました。韓国でも知財をより活用できる制度改革の議論が進行中ですが、知財でイニシアチブを取るべく中国やシンガポールの政府も積極的な取り組みを行っているのが印象的でした。これからも、有益なセミナーを企画して行こうと思っておりますので、今後ともご参加よろしくお願ひします。



CAUTION

<韓国IPG Information>に掲載されている寄稿・翻訳文等は全て、本紙への掲載について権利者の許諾を得ております。無断での転載はご遠慮ください。



知財トリビア!

韓国において最も長く維持されている商標は次のうちどれでしょうか?

- ①焼酎の商標、②化粧品商標、③醤油の商標

※ 回答は4頁の下部に掲載しています。



●韓国IPGの活動

第16回韓国IPGセミナーを開催しました。

韓国IPGは、2016年5月17日(火)SJC会議室にて、第16回韓国IPGセミナーを開催しました。今般のセミナーでは、2014年に続いて、アジアのジェトロ・交流協会の知財担当者から各国の知財情報についてご講演いただきました。また、特別講演では深見特許事務所の長野篤史弁理士より均等論についてご講演いただきました。講演後、質疑応答も活発に行われる他、交流会にも多くの方がご参加いただき、多くの意見交換をしていただけたものと存じます。以下のとおり、概要をご紹介します。

●中国知的財産制度の概要

—ジェトロ・北京 知的財産部 本間友孝 部長

中国は出願数で世界一の国であり、2015年の出願件数は、特許約110万件、実用新案・意匠は、それぞれ約113万件及び約57万件でした。出願件数の急増に備えて、中国政府は審査官を大量採用し、既に1万人を超えています。これらの審査官は、国家知識産権局(SIPO)の他にも全国7か所の審査協働中心という組織で審査を行っています。審査品質も基準・目標設定、持続的な新規審査官教育を通じて既存の品質を維持しています。

また、中国政府は、知財制度全体を整備するため、2008年に日本の「知的財産戦略大綱」に相当する「国家知識産権戦略綱要」を発表し、2015年1月にはこれを深化する行動計画を発表しました。そして、同年1月には第2の知財戦略と言われる「新情勢下における知的財産強国の建設加速に関する國務院の若干の意見」を発表しました。

中国は司法制度の改革を通して、知財保護体制を整備しています。2014年11～12月にかけて、北京、上海、広州において知財法院(第1審)を設立し、技術調査官及び裁判官補佐制度を導入することで、難しい技術分野も裁判所で判断できるようになりました。特に、北京には、知的財産権事例指導研究基地を設立

し、全国の裁判所の判断を統一すべく取組み始めています。模倣品対策では、知識産権局、工務局、税関等の行政機関が職権で取締を行っており、裁判所とも協力しています。特に、インターネット上の商取引増加に伴う模倣品の流通拡大に対応するため、行政・司法機関がECプラットフォームと協力したり、ECプラットフォーム自体も独自に取組んでいます。

このように知財を取り巻く環境が急激に変化しているため、中国知財の状況を平均値で判断しない方が良いでしょう。地域や企業間の格差も大きいので、トップクラス企業、地域の最新状況に注目する必要があります。そのような中、日本企業約200社・団体の知財担当者から構成される中国IPGは、法律・制度・運用について検討・意見提案、権利侵害等の知財問題に積極的に対応しています。

●東南アジア(メコン地域)の知財状況

ージェトロ・バンコク 知的財産部 高田元樹 部長

ASEAN主要国の出願状況を見ると、特許の場合、外国人からの出願が殆どであり、その規模は件数が最も多いシンガポールでも1万件程度で日本の約30分の1です。ASEAN地域において、日本は主要出願国であり、特に、タイの場合2012年に全体の特許出願の約40%を占めており、第一の出願国です。商標出願は、インドネシアの場合、2013年に6万件強でしたが、多くが内国人による出願で、冒認出願も多数含まれていると言われています。出願人国籍で見ると、内国人出願が多数を占めている国が多いですが、韓国国籍の出願も見られます。

知財におけるASEAN地域の協力は、ASEAN特許・商標庁、ASEAN特許・商標制度の設立の可能性を探求した時期(1990年代)もありましたが、現在は、各国が国際条約に加盟し、各国の審査結果を共有するという方向で進んでいます。ASEAN知的財産行動計画2011-2015で掲げられていた「2015年までにASEAN全加盟国がマドプロに加盟する」という目標も、少し遅れてはいますが順調に進んでいます。現在、5か国が加盟しており、先月(2016年4月)に改正商標法が成立したタイに加え、ブルネイ・マレーシア等も近いうちに加盟する見込みです。これによって日系企業のアセアン地域における商標取得がより容易になるものと思われます。

ASEAN地域では、法律は備えているものの、うまく運用できていない国が多数存在します。また、出願から権利化までの期間も非常に長く、例えば、タイの場合、特許の外国出願は平均約10年11か月、内国出願は6年1か月を要しています。これの解決策として、PPHがあります。現在、我が国とシンガポール、フィリピン、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナムの6か国との間で実施されており、特に、タイについては、権利化遅延への良い対策となっています。また、ASEAN

地域の職務発明、営業秘密保護、公報、判決等に関する情報は、ジェトロウェブサイト(<https://www.jetro.go.jp/world/asia/asean/ip.html>)にて公開または公開予定ですので、ご参照ください。

メコン地域各国の知財状況を見てみると、①カンボジアは、「国家知財戦略2013-2023」を策定しており、また、今月(2016年5月)にカンボジア工業手工芸省(MIH)とJPO間で特許付与円滑化に関する協力(CPG)に合意し、7月から日本で特許となった出願は、CPG申請により、カンボジアにおいて実質的に無審査で特許付与される予定です。②ミャンマーは、現在知財法としては、著作権法のみ保有しており、WIPOの支援等で、知財法の整備を図っています。また、JPOから審査官を派遣し、知財庁設立に向けた支援を実施しています。③ベトナムは、米国スペシャル301条の「監視国」と指定されており、日系企業の模倣品被害が多く、ジェトロはベトナム税関総局ASIDと国境での模倣対策に係るMOUを締結しています。④タイは、ASEAN地域で最大の日系企業進出国です。2016年から3年間で審査官数を大幅に増員する予定であり、音商標、マドプロ加盟等に対応する商標法改正が今年7月末に施行する予定です。タイは米国スペシャル301条の「優先監視国」である程、模倣品問題が深刻な状況です。タイで製造されるものもありますが、約90%が中国製だとされています。これに対し、ジェトロでは、真贋判定セミナー等を開催する等、日系企業の支援を行っています。

●シンガポールにおける知的財産を取り巻く環境

ージェトロ・シンガポール 知的財産部 五十榎毅 部長

シンガポールは、タイと並ぶ日本の対アジア直接投資先です。外国人誘致のために様々な法制度を備えています。特許出願状況を見ると、外国出願が約9千件と、内国出願の約1千件に比して外国出願が圧倒的に多く、シンガポールをマーケティング市場としてみている海外企業が多いということが見て取れます。技術分野別にみると、シンガポール政府が産業育成に力を注いでいるバイオ、医薬品分野の躍進が見られます。出願人国籍で見ると、トップ5は、米国(3,645件)、日本(1,424件)、シンガポール(1,303件)、スイス(550件)、ドイツ(543件)です。米国企業は日本企業の2倍以上の出願件数を見せており、その理由として、以前からこの地域への進出企業が多かったこと、また、ASEAN地域への進出に際しての窓口として、シンガポールを好んでいることが考えられます。米国企業の出願の主な分野は医学、有機化学、バイオであり、日本企業の出願の主な分野は、高分子、半導体、有機化学です。出願人で見ると、シンガポールの研究機関が1-2位を占めており、それ以外は欧米系企業、中国企業がトップ10に入ります。

シンガポールは、外国人誘致のための様々な法制度を備えています。

知財制度についても同様です。代表的な例が2013年4月に発表した「知財ハブ・マスタープラン」です。同プランは、シンガポールをアジアの知財ハブとするための10か年計画であり、①知財取引と管理のハブ、②高品質知財出願のハブ、③知財紛争解決のハブの3つの戦略的な目標を規定しています。2014年2月から実体審査を開始し、2015年9月からASEAN初の国際調査機関となりました。さらに、特許審査官を100名以上採用しており、その9割以上が博士号取得者です。また、中国語文献の調査能力が高いことがシンガポールの長所です。それにより、②については上手く機能しています。他方、①は取引の予測困難性のため、未だ試行錯誤の段階にあります。③については、契約における仲裁機関としてSIAC(シンガポール国際仲裁センター)を選ぶ例が増えているようです。その他のシンガポールの特徴として、ASEAN知財庁同士の取組であるASEAN特許協力(ASPEC)を促進していることが挙げられます。これは、ミャンマーを除くASEAN9か国間で、審査結果の利用を通じて他国で早期審査がなされるものです。審査が比較的早いシンガポールの結果を利用して、ASEAN各国に出願する場合、権利化期間が短縮されることが見込まれます。

◎台湾における知的財産を取り巻く環境

—(公財)交流協会 台北事務所 經濟部 五関統一郎 主任

台湾は、IP5 及びドイツに次ぎ、特許出願受理件数世界7位の地域です。日本からの出願件数は外国からの出願のうち特許1位、商標3位を占めています。しかし、台湾は国際制度外にあるので、PCT、マドプロ等の手続ができない等、日系企業が困難を受けていました。そこで、日本特許庁では、日台バイの覚書で補っています。出願動向をみると、外国出願は横ばいであるものの、内国出願が減少しています。それは、鴻海を含む台湾企業の知財戦略が量より質を重視するように変化したのが理由です。

日本ブランドの価値は、高く評価され、日本語字幕も利用したCMや日本語そのままのCMがプロモーションに効果がありますが、その代わりに、模倣も存在しています。「讃岐事件」、「神座」、「PORTER」で代表される地名商標や冒認商標の出願も多いです。もう一つの台湾での問題として、営業秘密漏えい問題があります。中国・韓国よりは問題が小さいものの、台湾人・台湾企業は、機密漏えいに対する認識が薄く、定着率も高くないので秘密漏えいのリスクは常に存在します。この問題に対して、台湾政府は、2013年2月に、従前の民事的制裁のみだったのを改善して刑事罰を追加する等を要旨として営業秘密法を改正しました。これ以外にも並行輸入問題、模倣品・海賊版の問題も抱えています。特に、模倣品は中国から流入していると見られており、台湾当局は模倣品取締を強化しています。しかし、

刑事法では特許・意匠が対処できない点、捜査における権利者による協力の重要さへの認識の希薄さ等が問題点となっています。

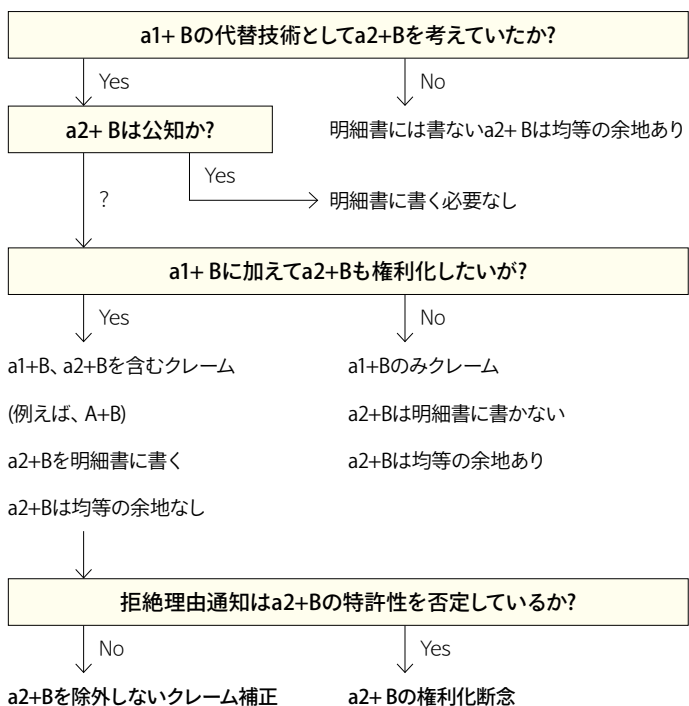
台湾経済における中国との関係は重要です。そのため、兩岸はECFA(兩岸経済協力枠組取決め)等、兩岸の経済協力に力を注いでいます。知財に関しても、兩岸における優先権主張の承認、審査官交流、ハイレベル会合の開催等、活発な交流が行われています。特に、台湾人に中国専利師資格(弁理士)を開放しているため、台湾において中台両方の出願書類を一元的に作成することにより、コストを削減できる可能性があります。

◎均等侵害の第5要件(意識的除外)について考える

—特許業務法人 深見特許事務所 長野篤史 弁理士

均等論とは、特許権の権利範囲を表す特許請求の範囲(クレーム)を文言どおりに解釈した場合、クレームの主要部以外の部分を他の構成に置換して容易に特許権を迂回することができてしまうことを回避するための理論です。均等侵害成立のための要件には、5つの要件がありますが、今回は第5要件「意識的除外」を取り上げます。これは、一旦、権利範囲に属しないことを認めておきながら、後になって、これに反する主張をすることは許さない「禁反言」の法理に基づきます。侵害が疑われる物品(イ号物品)の構成中、特許発明を一部置換した構成について、特許発明の出願段階でクレームから「意識

a2+Bを明細書に書くべき?



出所: 第16回IPGセミナー講演資料から抜粋

的に」除外したか否かによって、侵害当否の判断が変わります。ただ、判例によって、①イ号を知った上で減縮補正する場合だけ意識的除外と判断する場合と、②補正により除外された範囲は全て意識的除外と判断する場合の2つの考え方の中で「意識的に」の解釈が揺れています。

イ号の構成が意識的に除外されたか否かを判断する材料は、補正書・意見書に限らず、明細書の記載からも判断されます。例えば、i) 明細書に記載されているのに、クレームに記載されていない構成(実施形態)は、意識的に除外されたものと判断されやすいです。ii) 元の権利範囲A+Bをa1+Bに減縮補正し、イ号a2+Bを除外した場合、明細書にイ号の記載があった場合には、記載がない場合より意識的除外と判断されやすいです。iii) 出願時のクレームがa1+Bで補正がなくても、明細書にイ号a2+Bがあった場合には、記載がない方より意識的除外と判断されやすいです。これは、a2がa1の代替物になりうることを知っていて、あえて意識的にa2+Bを除外しているからです。ただ、韓国ではiii)の判断に相当する判決は、まだありません。a2+Bを明細書に記載するか否かの判断基準は、前ページのフローをご参照ください。IPG



知財トリアの回答

正解は③醤油の商標です。以下の삼표(センビョ)という商標(第362号)は、1954.05.10に登録され、現在までの間62年以上維持されています。なお、①焼酎(眞露)、②化粧品(太平洋)の商標もそれぞれ62年弱、57年強維持されている長寿商標です。



2015年度建議事項の結果報告

韓国IPGでは、ソウルジャパンクラブ(SJC)が毎年行っている韓国政府へのあい路事項をまとめた建議事項のうち、知的財産権分野に関する協力を行っております。2015年度は、知的財産権分野に関する建議事項として11項目の要望を韓国政府に提出、去る5月11日に行われた韓国産業通商資源部長官(日本の経済産業大臣に相当)との意見交換を通じ回答を得ることができましたので、ここにご報告いたします。

2015年度建議事項の回答状況一覧(カッコは前年、保健・衛生の一部は知財案件)

分野	項目数	受入済	受入可能	部分受入	長期検討	受入困難	回答困難
労働	4 (4)	0(0)	0(0)	2(1)	1(2)	1(1)	0(0)
税務	9 (10)	2(1)	0(0)	1(0)	2(1)	4(8)	0(0)
金融	11 (9)	1(2)	1(0)	1(3)	1(1)	7(3)	0(0)
知的財産権	7(19)	1(3)	0(2)	0(2)	5(7)	1(5)	0(1)
産業	14(10)	2(2)	0(0)	4(0)	1(2)	7(6)	0(0)
保健・衛生	9(0)	2(0)	0(0)	3(2)	1(0)	3(4)	0(0)
個別要望事項	3(6)	0(0)	0(0)	1(2)	0(0)	2(4)	0(0)
合計	57(58)	8(8)	1(2)	12(10)	11(13)	25(31)	0(1)

2015年度知的財産権分野の建議項目

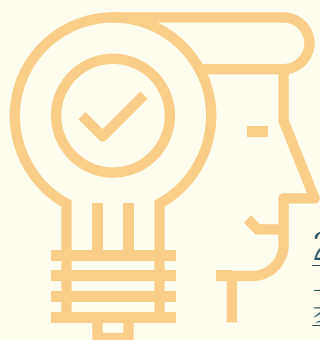
#	カテゴリ	建議内容	新規/継続別	2015年韓国政府回答	2014年韓国政府回答
1	①	無効審判・訴訟における理由・証拠補充の制限	新規	長期検討	—
2	①	判例で認められた事項の明文化 ① 権利範囲の解釈原則の明確化 ② 侵害訴訟での無効抗弁の認定の立法化	新規	受入困難	—
3	②	「輸出」に対する権利行使の可能化	継続	長期検討	部分受入
4	②	特許法によるコンピュータプログラム自体の保護	継続	長期検討	長期検討
5	②	間接侵害規定の拡充	継続	長期検討	長期検討
6	③	商標の先後願に関する規定適用の判断時期改善	新規	受入 (2016.9.1施行予定)	—
7	③	特許出願に対する拒絶理由通知の応答期間・拒絶決定に対する不服申立期間の長期化	継続	長期検討	長期検討
8	④	後発品発売遅延による特許権者の不当利得返還請求規定新設の見直し	継続	受入	受入困難
9	④	医薬品許可特許連携制度(パテントリンケージ)における問題点の改善	継続	受入困難	受入困難
10	④	延長された特許権の効力範囲の適正化・IMDの廃止	継続	受入困難	受入困難
11	④	特許権存続延長制度における外国臨床試験期間の加算	継続	受入困難	受入困難

【カテゴリ】①知財権の権利行使、②知財権保護の強化、③特許庁の審査・審判、④保健・衛生

今回重点項目として建議した案件は、上記表の#1及び#8です。#1については長期検討という回答をいただきましたが、5/11の意見交換の際に「建議趣旨である無効審判制度改善の必要性に同意」、「今年度中に政府関連部署と協議を行い、制度改善を推進する予定」との回答をいただきました。また、上記の表の#8については、法案中の問題となった条文が削除され要請した通りの回答をいただきました。また、詳しい建議事項の内容、韓国政府の回答については、以下のホームページから入手できますので、ご参照ください。IPG

●ソウルジャパクラブ、SJC資料室

<http://www.sjchp.co.kr/whats/whats4.php>



2016年度建議事項を募集中です

今年度も建議事項のアンケートを実施中です。建議事項は来る2016年12月に韓国政府へ提出する予定です。韓国の知的財産権分野に関する法制度・運用において、ビジネス上の障壁となっている事項などがあれば、以下のホームページのアンケート調査用紙に記入の上、以下の要領に従ってご提出をお願いいたします。IPG

- HP <http://www.jetro-ipr.or.kr/>
(「お知らせ」又は「韓国IPG」の「SJC建議事項」をご参照ください)
- 提出先 SJC知財委員会/韓国IPG事務局(JETROソウル知財チーム)
e-mail : kos-jetroipr@jetro.go.jp
- 提出期限 2016年8月26日(金)
- 注意事項 いただいた建議事項について、メール、電話等により内容確認、調整等をさせていただく場合があります。また、韓国政府への建議は、いただいた建議事項の中からSJCにおいて整理・検討し、必要なものを取りまとめますのでご理解ください。

主要素材分野の韓国特許動向調査結果

サムスングループに代表される韓国大手企業は、日本やドイツから高機能な素材・部品を購入して、付加価値の高いスマートフォンのような製品を製造して輸出することで、成長を遂げてきました。しかしながら、中国、台湾、ASEAN等の企業が安い労働力を背景に、韓国大手企業と同様のビジネスモデルでビジネスを展開している今日、国際的な産業競争力を維持するために高機能な素材・部品の開発を行うことが、韓国における大きな課題となっています。その課題に対処するべく、韓国政府は、2001年に「素材部品専門企業等の育成に関する特別措置法」を公布し、部品素材競争力の上げに力を注いできました。そして、2011年には同法の期限を2021年にまで延長し、「2020年までに日本を超え、素材部品世界第4位国へ」を目標とした「素材部品未来ビジョン2020」を宣言しています。また、具体的なR&D支援事業としては、10年後に需要が高まると予想される技術を支援する「World Premium Material (WPM)」事業や、2~3年で先進国との格差を埋められる技術についての「20大核心素材部品開発事業」を行っています。韓国政府は世界市場先占のためにこのプロジェクトに対して2018年まで計1兆2,000億ウォンを投じるとしています。

JETROソウルでは、韓国政府が力を入れている技術のうち、「フレキシブルディスプレイ用プラスチック材料」、「二次電池用電極材料」、「OLED(有機EL)用機能性有機材料」に着目して、その分野の特許動向調査を行いましたので、以下にその結果概要をご報告します。

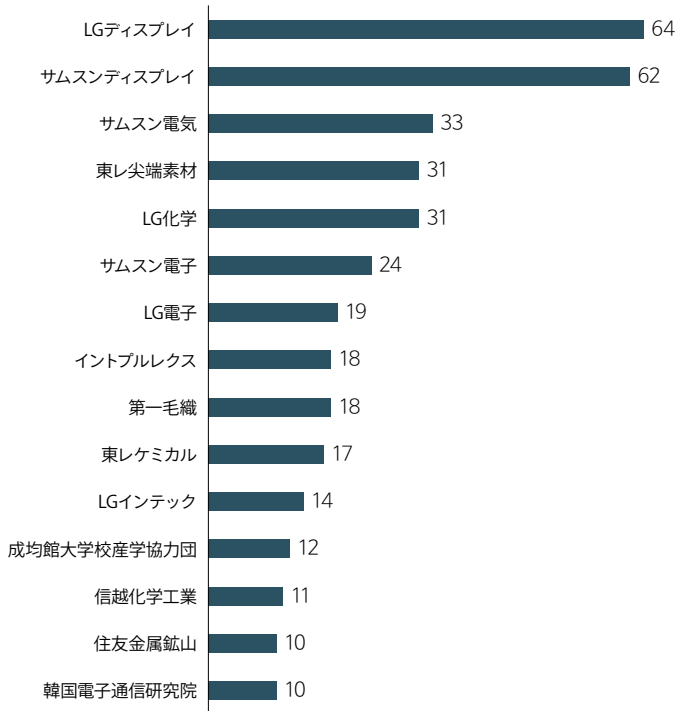
1. フレキシブルディスプレイ用プラスチック材料

フレキシブルディスプレイ用プラスチック材料に関する韓国特許出願動向を見ると、2003年まで出願件数は10件前後であったものの、2004年から急増し2013年には114件に達しています。

出願人国籍別では、韓国出願人が全体の約79%と圧倒的に多く、続いて日本(約12%)、米国(約4%)の順となっています。

企業別出願数を見ると、韓国ではやはりサムスン・LGのグループ企業の出願が多いことが目につき、韓国中小企業のインターフレックスという会社が全体でも8位の18件出願していることも注目されます。外国企業については日本企業が目立つランキングとなっており、韓国のディスプレイ市場を巡り、韓国財閥系企業に次いで日本企業が開発及び特許出願に力を入れている様子がわかります。

[図] プラスチックディスプレイ関連の上位出願人

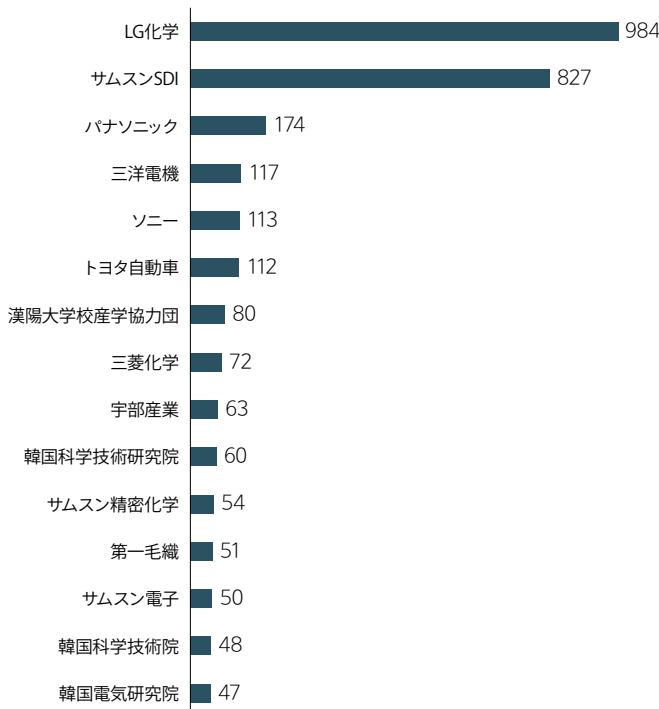


2. 二次電池用電極材料

二次電池の素材に関する韓国特許出願動向を見ると、2009年まで100～300件以内で出願されていましたが、2010年以降増加の一途を辿り、2013年には930件に達しています。

出願人国籍別では、韓国出願人が全体の約65%、日本出願人が

[図] 二次電池素材の出願人別順位



約29%と日韓で93%を占めており、続いて米国(約3.0%)、ドイツ(約1.2%)、中国(約0.5%)の順となっています。

企業別出願数を見ると、全体的に二次電池製造メーカーのLG化学・サムスンSDIの出願が圧倒的に多く、次いで日本のメーカーが上位に来ることがわかります。部品・素材生産に参加している中小企業数は約50社ありますが、それらの中小企業はあまり特許を出願しておらず、二次電池素材の特許競争が主として韓国の二次電池製造メーカー2社と日本企業との間で行われていることが伺えます。

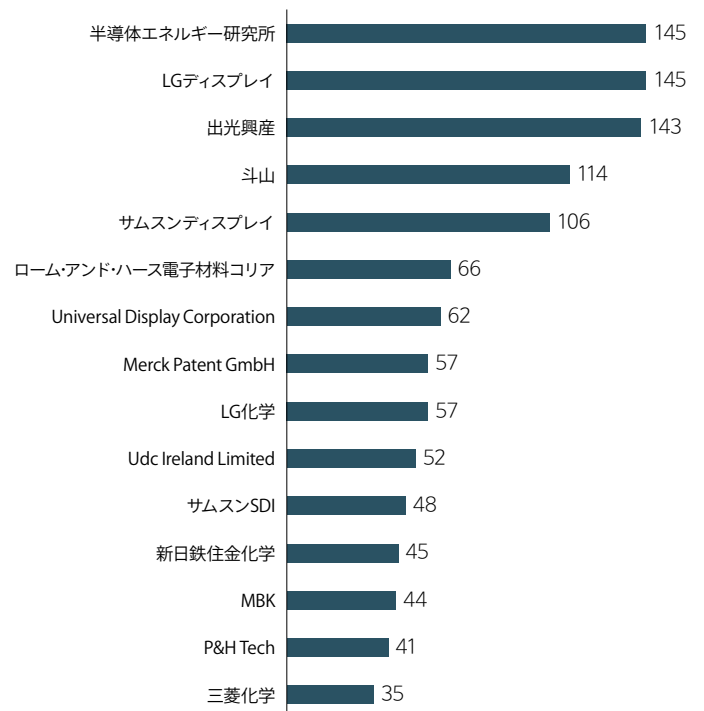
3. OLED(有機EL)用機能性有機材料

OLED素材に関する韓国特許出願動向を見てみると、2000～2009年までは130件以内の出願件数でしたが、2010年以降急激に伸び、2013年には338件の出願がありました。

出願人国籍別では、韓国と日本の出願人がそれぞれ全体件数の45%、36%と圧倒的に多く、続いて米国、ドイツの順となっています。

企業別出願数を見ると、韓国企業のみならず、外国企業も旺盛に出願している状況が見て取れ、韓国2大ディスプレイメーカーのLGディスプレイ・サムスンディスプレイにけん引される形で発展しているOLED市場を巡り、韓国メーカーと日米欧のメーカーとが激しい特許競争を繰り広げている様子がわかります。

[図] OLED素材の出願人別順位



「2016知識財産国際カンファレンス」が開催されました。



5月25日にリッツカールトン・ソウルにて、表記カンファレンスが韓国特許庁(KIPO)主催で開催されました。同カンファレンスは「審判・訴訟制度の調和」というテーマで、日米韓の特許庁及び知財専門裁判所から講演者を招いて行われ、日本からは知財高裁の設楽所長及び高部部長判事、並びに特許庁の山下審判課長が登壇し、日本の審判及び訴訟制度を紹介しました。KIPOの崔東圭庁長は、開会辞で「第4産業革命に迎え、迅速かつ合理的な特許争訟制度を構築することは大事」と強調しました。パネルディスカッションでは、KIPOが無効審判の審決取消訴訟において新しい証拠の提出を制限する制度改正の必要性を主張しましたが、韓国特許法院は裁判段階でも無制限に証拠を提出できる現行制度の維持を主張し、両者の立場の違いが明らかになりました。

「第6回国際知財権・産業保安カンファレンス」が開催されました。



6月9日にザ・プラザホテル・ソウルにて、表記カンファレンスが韓国特許庁(KIPO)及びFinancial Newsの共催で開催されました。同カンファレンスでは人工知能(AI)、ビッグデータ、物のインターネッ

ト(IoT)といった新しい技術領域に関する知的財産問題等が議論されました。議論の中で、これらの技術で創出された知的財産の帰属の問題、それらの知的財産権の行使、情報漏洩の問題、早期の制度設計の必要性等が指摘されました。また、日本のDIC株式会社河野知財センター長及び米国弁護士が登壇し、日米の無効審判制度に関する講演及びパネルディスカッションがありました。パネルディスカッションのモデレータを務めたKIPOカン審査制度課長は、日米が無効審判の審決取消訴訟において新しい証拠の提出を制限する制度を採っていることに触れつつ、韓国における同様な制度の導入の必要性を強調しました。

「2016年度知財権保護担当自治体公務員力量強化教育」が開催されました。

韓国知識財産保護院(KOIPA)は、6月9～10日の2日間にわたり表記教育を実施しました。同教育には、全国において知財権取締を担当する公務員及び商標権特別司法警察隊75名が参加しました。教育内容としては、①商標権特別司法警察隊の取締現状の紹介、②韓国知識財産保護院(KOIPA)の取締支援状況の紹介及び取締り実務教育、③仁川市庁の取締り実例紹介、④各商標権者の取締り実例紹介及び真贋判定教育、⑤韓国消費者院の模倣品に対する消費者認識調査の紹介の教育などがありました。

特に、④については、ジェットロー-KOIPA間でプログラムの調整を行い、日系企業の教育時間を確保し、今回はモンクレールジャパン(注:伊「MONCLER S.P.A.」と日「八木通商(株)」との合弁会社)の法務知財担当である千引倫氏からご講演いただきました。写真及び実物で教育を行い、多くの参加者が質問をするなど好評を博しました。^{IPG}





KOREA IP NEWS

※ジェトロソウル事務所知財チームのホームページで毎日発信されている知財ニュースの中から、ピックアップしてお届けします。詳細な記事、その他のニュースについては、ホームページの「ニュース速報」をご覧ください。

URL: http://renew.jetro-ipr.or.kr/newsLetter_list.asp

①特許庁、過去最大級の模倣品流通業者を摘発 | 韓国特許庁(2016.3.31)

有名ブランド(レイヴィトン、シャネル等、30余りのブランド)を盗用した偽造品(カバン類、財布類、時計、サングラス、衣類等15品目)を国内最大規模で流通・販売してきた業者が特許庁の商標権特別司法警察(以下「特許庁特司警」)により逮捕された。

特許庁特司警は、中国製偽造品の国内供給ブローカーのチャン氏(45歳)と管理ブローカーのキム氏(32歳)、販売ブローカーのバク氏(31歳)等3人を商標法違反の容疑で拘束し、彼らから偽造品の供給を受けて販売してきた卸・小売業者、ジ氏(33歳)等20人を商標法違反の疑いで在宅起訴したと31日明らかにした。

特許庁特司警によると、チャン氏らは2014年4月から2016年1月まで広州市双村洞所在の住宅街に事務所を構え、全国の20余りの卸・小売業者を通じて偽造品約15万点(正規品価格3,200億ウォン相当)を流通・販売した疑いを受けている。

これは特許庁特司警が創設(2010年9月)されて以来、流通物品の金額が国内最大規模となるもので、今回の取り締まり前までは650億ウォンが最大規模だった。

②サムスン電子、2015年国際デザイン出願で1位 | 韓国特許庁(2016.4.11)

韓国特許庁は、世界知的所有権機関が発表した「2015年、ハーグシステムを通じた国際デザイン出願分野」で、サムスン電子が1位となったことを明らかにした。

サムスン電子は1,132件を出願し、2位のスウォッチ(Swatch, 511件)と大きな差をつけ1位に上り、ボンケル(Fonkel, 438件)が3位、フォルクスワーゲン(Volkswagen, 418件)が4位、プロクター・アンド・ギャンブル(Procter&Gamble, 369件)が5位となった。サムスン電子は、国際デザイン出願1位だけでなく、米国デザイン登録順位でも過去3年間1位の座を守り続けている。

一方、国別順位では、韓国が1,282件と、ドイツ(3,453件)とスイス(3,316件)、フランス(1,317件)に次いで世界4位となり、イタリア(1,186件)と米国(1,039件)がその後を継ぎ、それぞれ5位と6位に上がった。韓国が2014年7月にハーグ協定に加盟してから短期間で国際デザイン出願において世界4位と達成した理由は、ハーグ協定の長所が広

く認識されることにより、国内大企業等を中心に制度の活用が大幅に増加したためと分析される。

③特許法院、IP事件専門の調停委員会を構成 | 特許法院(2016.4.15)

特許法院は、2016年4月11日特許法院にて調停委員委嘱式を開催した。特許法院は、今年から管轄する特許権等に関する侵害訴訟において、当事者間の円満な紛争解決を図るために、国内最高のIP専門家らを調停委員として委嘱した。キム・ジョンベク元特許法院長、クォン・テクス元特許法院首席部長判事(韓国知的財産権弁護士協会会長)等、IP訴訟分野の権威ある法律専門家16人とソウル大学のピョン・ヨンロ薬学科教授、高麗大学のユン・チョルウォン生命科学科教授等、科学技術分野の専門家12人等、計28人で構成された。IP紛争事件は、知的財産権の発展ペースが速まっていることに伴い、速やかな解決が要求されるだけでなく、訴訟により企業の営業秘密やノウハウが公開されかねない懸念があるため、非公開で進められる調停による解決が望ましい。

④クアルコム-LG電子の特許紛争が終結 | 電子新聞(2016.4.21)

LG電子がクアルコム社との特許紛争を終結し、国際商業会議所(ICC)に提起していた仲裁要請を取り下げることにした。

スティーブ・モレンコフ最高経営責任者は、4月21日に開いた第一四半期実績発表企業説明会(IR)において、「LG電子との紛争を解決した」と明らかにした。LG電子は去年12月、スマートフォン関連技術の源泉特許を保有したクアルコム社が過度な特許使用料を要求するとして国際商業会議所に特許料関連仲裁要請を提起した経緯がある。具体的な合意の条件は公開されていないが、今回の合意には3G WCDMAと CDMA2000、4G LTE無線通信を含む複数の無線通信技術の特許ポートフォリオの使用権が含まれているという。

⑤韓国人の日本特許出願、12年連続3位を達成 | 韓国特許庁(2016.5.2)

韓国特許庁は、最近日本特許庁が発表したStatus Report 2016を分析した結果、去年日本内の外国人による特許出願順位において、韓国は米国(26,501件)、ドイツ(6,430件)に続き3位となり、フランス、中国はそれぞれ4、5位であることを明らかにした。

韓国民による日本における特許出願件数は、2006年の7,220件をピークに小幅な騰落を繰り返したが、着実な出願を続け、2004年以降国別順位で上位を維持してきた。

同期間同分野で最も上昇が目立ったのは中国で、2004年255件に過ぎなかった出願件数が、去年は2004年比10倍以上増加し、5年連続5位となった。IPG

File No.88

韓国において早く特許登録される方法

—優先審査制度のご紹介—



発明を早期に事業化するに当たっては、特許権をなるべく早く取得することが極めて重要です。韓国での特許審査に着手するまでの平均待機期間は現在のところ1年弱ですが、この期間を大幅に短縮する制度が用意されているので、以下に紹介します。

1. 1カ月で特許登録が可能な優先審査

韓国人の多くが短気だということは広く知られており、IT大国になったことに、この性格も大きく寄与していると言う人達もいます。優先審査制度は日本にもありますが、韓国の優先審査制度は実務運用上、他の国でも例を見ない程早い登録がなされており、韓国で早く特許登録を受ける必要がある企業は注目する必要がある制度です。例を挙げると、下記の特許は2015年1月6日に申請し、3週後の1月27日に登録されました。

[방충 열수축필름]

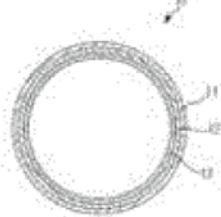
출원인: 호면화학공업주식회사

출원번호: 1020150001141

출원일: 2015.01.06

등록번호: 1014887840000

등록일: 2015.01.27



2. 優先審査の対象

優先審査の対象となることができる出願は大きく分けて以下の4つになります。

(1) 出願公開後、他人が侵害をしている場合

出願が未登録の段階で他の人が自分の発明と同じ発明を実施している場合は、法的な救済が受けられないため、被害を受けることがあります。したがって、このような場合は、早期登録により被害の拡大を避けるため、出願公開後であることを条件として、優先審査を受けることができます。

(2) 特定分野に関連する出願、実施関連出願、特定の条件を満たす実用新案登録出願の場合

特定分野(省エネ、電子商取引、環境汚染防止等)の出願や、既に実施中又はその準備中である場合は優先審査の申請が可能です。この場合、出願人が先行技術調査をして先行技術調査報告書と一緒に提出しなければならず、実施を理由に優先審査の申請をする場合は明確な実施の証拠と一緒に提出しなければなりません。また、実用新案の場合は、出願と同時に審査請求を行い、その出願後2カ月以内に優先審査の申請があれば、対象となります。

(3) 特許審査ハイウェイ(PPH)出願の場合

韓国とPPH協定を結んでいる国・地域(日本など)で出願が登録されたか、国際特許出願(PCT出願)をして国際予備審査で新規性と進歩性があると判断された出願は優先審査対象となります。これは日本の企業も最近多く利用している制度です。下記の特許は2015年5月8日に申請され、同年6月1日に登録査定され6月30日付で登録されたものです。この場合、先行技術調査報告書を別途提出する必要はありません。ただし、韓国出願の特許請求範囲は、他国で登録されたことを理由にしたPPH申請の場合は他国で登録された特許請求範囲と、PCT出願を元にしたPPH申請の場合はPCT出願の特許請求範囲と、それぞれ一致させなければなりません。

このルートを通じて優先審査を申請すれば、審査官が優先先行技術検索をします。その結果が他国特許庁や国際予備審査機関の検索結果と一致すれば、審査官は新規性や進歩性に対する判断をせず、すぐに登録査定します。しかし、一致しないと独自の判断で実質審査を行います。

[볼 앤드 밀 및 인서트]

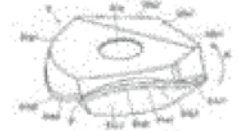
출원인: Mitsubishi Hitachi Tool Engineering, Ltd.

출원번호: 1020157012166

출원일: 2015.05.08

등록번호: 1015341200000

등록일: 2015.06.30



(4) 指定された先行技術調査専門機関に先行技術調査を依頼した場合

最後に、これは何の条件もなく特許庁長が指定した先行技術調査専門機関に先行技術調査の依頼さえすれば優先審査を申請することができます。韓国の企業が優先審査を申請する場合の大部分がこのルートを通じたもので、冒頭で紹介した防虫熱収縮フィルムもこのルートを通じて登録されたものです。この場合、指定された専門機関に先行技術調査を申請する費用が7万円程度かかります。日本でまだ登録されておらず、早く韓国の登録が必要である件があれば、このルートを利用するのが最適であると思います。また、韓国の優先審査を利用した登録が迅速になされていれば、韓国でまず登録を受けてから、日本でPPHを申請する方法を考えてみることもできます。もちろん、優先審査の申請をしたからと言って、全件が1カ月以内に登録されるわけではありません。しかし、優先審査の申請をした場合、遅くても通常3カ月以内には最初の審査結果を受けることができます。IPG



ユニス特許法律事務所 副所長 弁理士 金秀眞(キム・スジン)

慶北大学化学科卒業、延世大学大学院知的財産権法学修士課程修了
仁荷大学法学部・ロースクール兼任教授を歴任 専門は化学・業学分野
(監修: 日本貿易振興機構=ジェトロ=ソウル事務所副所長 笹野秀生)



File No.89

半導体装備市場動向および韓国特許出願動向



2014年を基準とした全世界の半導体市場規模は約3,540億 5,000万米ドル(約40兆 6,580億円)であり、このうち韓国は16.5%(うちサムスン電子約10.7%、SKハイニックス約4.5%)の比重を占めています。特に、韓国はシステム半導体分野では弱いものの、メモリー半導体分野で強みを見せ、全世界のメモリー半導体市場の53%を占めています。しかし、半導体は高度な製造装置(半導体装備)を要するプロダクトです。その半導体装備分野での韓国企業の動向を 市場および特許出願動向を通じ俯瞰します。

1. 半導体装備市場の動向

全世界の半導体装備市場の規模は2014年を基準に約340億米ドルであり、半導体装備分野の上位企業はアプライド・マテリアルズ、ASML、東京エレクトロン、ラムリサーチの順であり、上位4社の市場占有率が60%を上回っています。まず、アプライド・マテリアルズは蒸着装備分野で約45%の市場占有率を有するトップであり、エッチング洗浄平坦化装備分野でも優位に立っています。続いてASMLは露光装備分野で約80%という圧倒的な地位を有し、東京エレクトロンは蒸着装備、洗浄エッチング平坦化装備分野で相当な市場占有率を有しています。また、ラムリサーチはエッチング洗浄平坦化装備分野でトップを走り、蒸着装備分野でも優位に立っています。これに対して、韓国企業は大型半導体チップの製造企業が2社あるにもかかわらず、半導体装備企業が洗浄エッチング平坦化装備分野で約8%の市場占有率を有している点を除けば、一般的に劣勢を免れないのが実情です。韓国企業で半導体装備分野の上位25社に含まれたのは唯一社(SEMES)です。

2. 半導体装備企業の韓国特許出願動向

[図1]世界の主要半導体装備企業による年度別の韓国特許出願動向

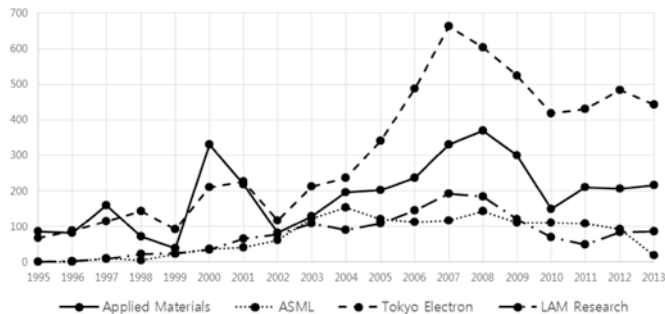


図1は、世界の主要半導体装備企業による1995年から2013年までの年度別の韓国特許出願の動向を示したものです。この期間に東京エレクトロンが最も多い約5,900件の出願を行い、続いてアプライド・マテリアルズが約3,600件、ラムリサーチが約1,470件、ASMLが約1,380件の出願件数を記録

しました。アプライド・マテリアルズと東京エレクトロンは2000年以前にも年間100件内外の出願がありましたが、ASMLとラムリサーチは2000年以前、出願件数は低調でした。全般的に2000年以降に出願件数が増加して2007年、2008年に最も多い出願件数を記録したものの、その後、減少しました。特に、東京エレクトロンは2005年から2007年まで急激に出願件数が増加しましたが、2008年から2010年まで急激にその数が減少しました。

[図2]韓国における半導体装備企業の年度別の韓国特許出願動向

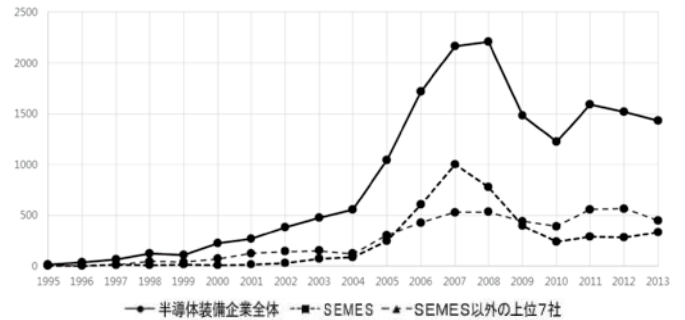


図2は、韓国の半導体装備企業による1995年から2013年までの年度別の韓国特許出願の動向を示したものです。この期間に韓国の半導体装備企業は約1万7,000件の出願を行い、SEMESは半導体装備企業全体の出願件数の4分の1を超える約4,500件の出願を行い、SEMES以外の上位7社の半導体装備企業は約5,000件の出願を行いました。そして、SEMESを含む出願上位8社の出願件数は、半導体装備企業全体の出願件数の56%を上回っています。全般的に2000年以前は出願が低調だったものの、2000年代に入りながら出願が着実に増加しました。特に、2005年から2008年まで出願件数が急増しましたが、2009年、2010年には出願件数が減少し、2010年代は年間約1,500件の出願が行われています。このような傾向はSEMESの出願動向とほぼ類似しますが、SEMES以外の上位7社は急激に出願件数が増加し、2005年以降着実に出願件数を増やしています。韓国の半導体装備企業は、韓国の他の分野の企業と比較すると売上高に対して相当多くの出願を行っていることがわかります。韓国の出願件数が多い中小企業の順位には、多くの半導体装備企業が名を連ねています。韓国の半導体 装備企業が全世界の半導体装備市場に占める比重は高くはありませんが、特許権の確保を通じた技術保護に多大な努力をしており、今後もこのような傾向が続くものと思われます。IPG



GIP Korea特許法律事務所 弁理士 任世峻(イム・セジュン) 韓国半導体産業協会に在職。
2013年に半導体産業発展功労者 産業通商資源部長官賞を受賞。
(監修:日本貿易振興機構=ジェトロ=ソウル事務所副所長 笹野秀生)